

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年六月三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年三月七日奈良県指令建第一一四一一五六号

令和七年四月三十日奈良県指令建第一一四一一五六一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年五月二十六日建第一〇五一四号
公共施設に関する工事の検査済証 令和七年五月二十六日建第六〇二四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡安堵町大字東安堵一六六〇番七、一六六〇番一二及び一六六〇番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目三番五号

大和ハウス工業株式会社 常務執行役員 本店長 浦川竜哉

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 生駒郡安堵町大字東安堵一六六〇番一二及び一六六〇番一四の各一部